

2019年 9月10日

宮城県議会議長 相沢光哉 殿

石巻市内有床医療機関への原子力災害時広域避難計画調査の結果から
東北電力女川原子力発電所再稼働の中止を求める
陳情書

1. 陳情の要旨

原子力発電所過酷事故が発生した場合、県並びに市には、以下の4点を同時に行うことが求められます。①屋内退避可能な環境整備と避難引率態勢、②屋外への退避のための避難（移動）手段の確保、③避難（経）路の整備と道路交通情報等による経路の把握、④転院等（一時避難場所も含む）避難先の確保と統括する連絡・連携体制（命令系統）の確立。

この点を考慮すると、現時点で避難計画の実効性においては、既に破綻していると考えざるを得ず、今後も作成は不可能と考えます。避難計画に不備がある限り、大きなリスクを伴う原子力発電を容認する事は出来ません。原発の再稼働は取り止め、再生可能エネルギーへの転換を行うよう陳情します。

2. 陳情の理由

宮城県保険医協会では、2015年と2016年に、女川原子力発電所過酷事故時におけるUPZ内の自治体にある医療機関・介護施設等を対象に、避難計画についての調査を行いました。

これらの調査では、「避難先の確保(受け入れ先の確保)」、「情報の収集や誘導體制の確立」、「車両等避難手段の確保」などが困難性の上位を占める結果となりました。当会では避難計画を作成する上での困難性は解決されていないと考え、県知事宛に意見書・要望書を提出致しました。

その後、石巻市の避難計画が策定され、女川原子力発電所2号機の再稼働の計画が進められるなど状況が変化しました。そこで、2018年11月時点での実態を把握するため、石巻市内の病院・有床診療所に対し、避難計画、避難引率態勢、屋内退避、転院等避難先、避難手段、避難（経）路、県・市との連絡・連携態勢等について調査を行いました。

その結果、以下の通り不備並びに未解決事項等があることが明らかになりました。

1. 避難引率態勢について、宮城県による《原子力災害を想定した避難計画[原子力災害]作成ガイドライン（以下、「県ガイドライン」と記載）》では「医師、看護師、職員の指示・引率のもと」となっていますが、「不明」も含めて「整っていない」医療機関は4件（回答した医療機関の総ベッド数に対する割合では約90%）となっています。
「医師、看護師、職員の指示・引率のもと」としている県ガイドラインについて、その実効性・可能性について何の調査も、根拠も示されておりません。
2. 屋内退避について、県ガイドラインでは「一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意」と記述しています。しかし、場所並びに設備が「整っている」としている回答が3件、「未整備」が3件と半々であり、整備されていない医療機関のベッド数割合は、70%以上にのぼります。
3. 転院等避難先について、調査では、「調整中」の回答1件を含めて、全件が「未確保」となっています。

4. 避難（移動）手段の確保について、県ガイドラインでは、避難計画を立案するにあたり、「自力による避難に努め」、県及び関係市町と連絡等の連携をするよう要請しています。

しかし、今回の調査では回答をお寄せ頂いた6件中5件で自力での避難は「できない」と答えています。自力避難が困難となっている医療機関のベッド数割合は、90%以上ののぼり、1000床以上の対象者を自力で避難させることは不可能です。

5. 一時避難場所も含む避難先へ避難（経）路の整備と道路交通情報等による経路の確保について、その緊急性から任意の経路で避難して良いことになっています。その場合、道路交通情報等の確保が重要となりますが、5件が確保「できていない」と回答しています。

6. 東京電力福島第一原発事故で双葉病院と病院が運営する介護老人保健施設の436名の患者・施設利用者の避難行動の中で、犠牲者が50名も出たことは、よく知られています。その要因の一つに、情報伝達の失敗が指摘されています。

今回の調査では、転院等避難先、避難手段、避難（経）路、避難計画作成における県・市との連絡・連携態勢について、6件中5件で態勢が「できていない」と答えています。また、過去2回の調査においても、情報の収集や誘導體制の確立が最も困難な課題となっていることが明らかになっています。

東京電力福島第一原発事故を思い起こせば、実効性を必須とした避難計画とその準備は、原子力規制委員会の新基準等に関わりなく、原発再稼働の必須条件として「所与」された重要課題だと考えます。

前述の通り、宮城県保険医協会での避難計画に関するこれまでの調査等により、要配慮者への避難対応や避難経路（石巻市も含め大渋滞が発生、避難が遅れる）などで問題が生じることは明らかです。一医療機関の努力だけでは、実効性ある避難計画はもちろんのこと、実際の避難そのものも困難なことが明らかになっています。

私達は、住民の命と健康を守る医療者の立場から、避難計画に不備がある限り、大きなリスクを伴う原子力発電を容認する事は出来ません。原発の再稼働を中止し、再生可能エネルギーへの転換を早急に行う事を強く求めます。

以上のとおり陳情いたします。

陳情者

〒住所 仙台市青葉区本町 2-1-29 仙台北町ホンマビル 4F

団体名 宮城県保険医協会

代表者 理事長 井上博之

電話番号 022-265-1667